

【中国】アーカイブ法の改正

海外立法情報課 湯野 基生

* 2021年1月1日に施行された改正アーカイブ法は、アーカイブの安全を保障する管理・保存体制を強化するとともに、利用・公開を促進し、デジタル化等に関する規定を整備した。

1 背景と経緯

歴史的価値を持つ公文書等の保存記録（アーカイブ）を、中国では一般に「档案」と呼ぶ。関係法律の「档案法」¹（全6章27か条。以下「アーカイブ法」）については、2007年から国务院の主管部門で、情報公開の促進、電子媒体への対応強化等を盛り込んだ改正作業を進めていた。習近平政権に入り、2014年に中国共産党中央及び国务院から発出された「新形势下のアーカイブ事業の強化及び改善に関する意見」²では、国家安全を維持する観点に基づく「档案安全」の体系を確立し、緊急管理体制の構築、保存環境の整備、複数の場所・媒体によるバックアップ体制の構築等の方針が示された。これらを反映した法改正が、2018年の国务院及び全国人民代表大会の立法計画に盛り込まれ、2019年、初の全面改正となる法案が国务院での審議を経て、全国人民代表大会常務委員会で審議された。2020年6月20日、改正アーカイブ法が採択・公布され、2021年1月1日に施行された³。

2 改正法の概要

(1) 章構成

全8章53か条から成る。第1章：総則（第1条～第7条）、第2章：アーカイブ機構⁴及びその職責（第8条～第11条）、第3章：アーカイブの管理（第12条～第26条）、第4章：アーカイブの利用及び公開（第27条～第34条）、第5章：アーカイブの情報化⁵整備（第35条～第41条）、第6章：監督検査（第42条～第47条）、第7章：法的責任（第48条～第51条）、第8章：附則（第52条～第53条）。第5章及び第6章は新たに追加された章である。

(2) 原則

法制定の目的に、アーカイブの情報化水準の向上、国のガバナンスの体系及び能力の近代化推進等（第1条）を追加し、中国共産党による指導を堅持し（第3条）、国の機関、組織等及び公民は、アーカイブ利用の権利を有し（第5条）、国は科学研究・技術革新を支援し、宣伝・

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年3月10日である。

¹ 1987年9月5日に公布、1988年1月1日に施行され、その後1996年7月及び2016年11月に部分改正されている。李華瑩「中国における档案管理の制度に関する検討」『学習院大学人文科学論集』25号、2016.10、pp.283-306に1996年改正法の条文の日本語訳を収録する。

² 「中共中央办公厅 国务院办公厅印发《关于加强和改进新形势下档案工作的意见》」『中国档案』2014年5期、pp.12-14。

³ 「中华人民共和国档案法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail.html?ZmY4MDgwODE3MmI1ZjI0ZjAxNzJlNGVmMDVlMjE4ZDQ%3D>>

⁴ この法律の第9条で、機関・団体等の組織にアーカイブ機構又は人員を定め、組織のアーカイブを管理し、アーカイブ業務を監督指導させることを義務付けている。

⁵ ITを全面的に活用して、従来の管理方法を改め、アーカイブ情報の収集・管理・利用提供の水準を高めることをいう。「什么是档案信息化？」上海档案信息网 <http://www.archives.sh.cn/dabk/wswd/201205/t20120516_35176.html>

教育を強化し、国際交流・協力を奨励し（第6条）、人材育成及び従事者の資質向上を強化する（第11条）等の原則を追加した。

(3) アーカイブの管理

アーカイブを作成すべき機関・団体等の組織に対し、責任体制の構築と管理制度の整備を義務付け（第12条）、アーカイブの対象範囲を、①組織等の沿革や主な活動、②研究開発・経営等活動及び組織や構成員の権利利益に関する内容、③末端自治組織の活動、④歴史上の国の活動や経済・科学・文化・生態環境等及び⑤法律法規で定めるものと規定した（第13条）。

文書館⁶及びその他組織には、保存庫及び必要な施設設備を配置し、アーカイブの安全を確保し、リスク管理を強化し（第19条）、デジタル化等の業務を委託する場合、条件を満たす企業と契約し、受託者を監督する（第24条）ことを義務付けた。国が所有するアーカイブ等を郵送又はインターネット等でみだりに国外に出すことを禁止した（第25条）。国のアーカイブ主管部門には、突発事件⁷対応に関わるアーカイブの収集・利用等の体制整備を、文書館には、関係アーカイブの研究及び突発事件対応のための情報支援等の強化を義務付けた（第26条）。

(4) アーカイブの利用・公開

県級以上の文書館のアーカイブの一般公開の年限を、旧法の満30年から満25年に短縮した（第27条）。文書館がサービスを刷新強化し、利用手続を簡素化し、利便性を高め（第28条）、国の機関による法規制定、政策決定等を支援することを義務付け（第33条）、国は、所蔵アーカイブを活用した展示・宣伝を通じて、愛国主義教育等を行うことを奨励する（第34条）。

(5) アーカイブの情報化

各級政府はアーカイブをその情報化発展計画の対象に盛り込み、電子的アーカイブやデジタル化したアーカイブの安全な保存と有効活用を保障し、文書館及びその他組織は、アーカイブの情報化を強化し、情報の安全を保障しなければならない（第35条）。電子的アーカイブは伝統媒体のアーカイブと同等の効力を有する⁸（第37条）。国は、文書館及びその他組織による伝統媒体のアーカイブのデジタル化推進を奨励し支援する（第38条）。電子的アーカイブは安全管理要件を満たすネットワーク等により文書館に移管しなければならない、文書館は検査を行い、真正性等を確保しなければならない。文書館は、重要な電子的アーカイブのリモートバックアップを取ることができる（第39条）。文書館はアーカイブのデジタル資源の収集・保存・利用提供に責任を有し、条件が整えばデジタル文書館を構築しなければならない（第40条）。

(6) アーカイブの監督検査

文書館及びその他組織は、アーカイブの安全上の潜在的危険を発見したときは解消の措置を講じ、情報漏えい等があれば、アーカイブ主管部門に速やかに報告しなければならない（第44条）、アーカイブ主管部門は、文書館及びその他組織の施設設備、情報の安全等の整備状況を検査でき（第42条）、文書館及びその他組織のアーカイブの安全上の潜在的危険を発見したときは、期限を切って改善を命じ、危険を除去させなければならない（第45条）。

⁶ 中国語原文は「档案馆」。国家級のアーカイブ主管部門「国家档案局」及び省級・地区（市）級・県級各政府の「档案局」等に属する中央及び地方の各種「档案馆」は、この法律の第10条で、アーカイブを集中的に管理する文化事業機構と規定される。このほか、企業等組織及び軍にも「档案馆」がある。李 前掲注(1), pp.284-289.

⁷ 突如発生し、社会に重大な危害を及ぼし得る、緊急対応が必要な災害、事故、公衆衛生や社会安全上の事件をいう。
「中华人民共和国突发事件应对法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail.html?MmM5MDlmZGQ2NzhiZjE3OTAxNjc4YmY2NGMlYTazODk%3D>>

⁸ 2019年4月に公布施行された「国务院关于在线政务服务的若干规定」中国政府网 2019.4.30. <http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-04/30/content_5387879.htm> 第12条に同種の規定がある。